

沿岸広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年1月12日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜石遠野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市鶉住居町第13地割1番14地先から第12地割48番1地先 まで	新	A 10.9~10.1 m	m 515.2
釜石市鶉住居町第14地割12番4地先から第12地割48番1地先 まで		B 20.0~13.0	566.0
釜石市鶉住居町第13地割1番14地先から第12地割48番1地先 まで	旧	A 10.9~10.1	515.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成28年1月12日から同年2月12日まで